五MHz			（一）三二・二デシベル
一〇MHz	四・五MHz	三・八四MHz	（一）三二・二デシベル

注１　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる人工衛星局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

２　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

２　無線設備規則第四十九条の二十三の七第三項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、七一五・一九MHzを超え七一七・八一MHz未満とする。

３　無線設備規則別表第三号72に規定する総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

チャネル間隔（注１）	離調周波数（注２）	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	○kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
	○kHzを超え一〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 27.5－（31／100）×Δfデシベル Δfは、離調周波数（kHz）とする。
	一〇〇kHz以上一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 －3.5－（3／50）×（Δf－100）デシベル Δfは、離調周波数（kHz）とする。
	一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 －6.5－（7／50）×（Δf－150）デシベル Δfは、離調周波数（kHz）とする。

［新設］

２　無線設備規則別表第三号70に規定する総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

離調周波数（注）	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五デシベル以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五デシベル以下の値
六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五デシベル以下の値

注　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。